

# 組合員証をご確認ください!

新しく組合員になられた方、またその被扶養者の方に、組合員証および組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）を交付します。組合員証等がお手元に届きましたら、記載事項に誤りがないかご確認をお願いします。

記載事項に相違があった場合は、共済事務担当課を通じて共済組合保険課までご連絡ください。

なお、任意継続組合員となられた方につきましては、同様に任意継続組合員証および任意継続組合員被扶養者証を交付します。

また、この組合員証等は、組合員およびその被扶養者の資格を証明するものであり、病気やケガをして保険医療機関で診療を受けるとき必要になるものですので、紛失されませんよう大切に保管してください。

以下、組合員証等について説明いたします。

## ① 組合員証等の記載事項について

### 1 組合員証名称

組合員証等の名称を記載しております。また、本人、被扶養者を判別するため、「本人」、「家族」と表示しております。

### 2 記号・番号

共済組合における市町村（所属所）の固有番号および個人番号です。共済組合における各種事務手続きについては、この番号での届出になります。（任意継続組合員における組合員証記号・番号は、現職時と変わりません。）

### 3 枝番

（個人を識別する2桁の番号）を印字

※令和3年3月から枝番を印字した組合員証等となりましたが、現在お持ちの組合員証等についても、そのまま医療機関等を受診する際にお使いいただけます。

なお、現組合員・被扶養者においては再発行いたしませんので、引き続きご使用ください。

### 4 氏名・性別および生年月日

印字されている内容のご確認をお願いいたします。（誤りがある場合はご連絡ください。）

### 5 資格取得年月日

共済組合の組合員として資格を取得した年月日となり退職するまで組合員証等を使用することができます。

※任意継続組合員証には、資格取得年月日の下に有効期限が表示されております。この有効期限は任意継続組合員の資格を取得された日から2年間となります。

### 6 組合員氏名

（組合員被扶養者証および任意継続組合員被扶養者証に表示）組合員の氏名を表示しています。

### 7 認定年月日

（組合員被扶養者証および任意継続組合員被扶養者証に表示）被扶養者として認定された年月日を表示しています。

### 8 裏面

「臓器の移植に関する法律」に基づく意思表示欄が設けられています。

1 埼玉県市町村職員共済組合 本人 令和3年4月27日交付  
組合員証 (組合員)  
2 記号 埼999 番号 ○○○○○○ (枝番) ○  
3  
4 氏名 共済太郎 性別 男  
5 生年月日 平成3年6月15日  
資格取得年月日 令和3年4月1日  
発行機関所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号  
保険者番号 32110413 発行番号 0165937  
名称 埼玉県市町村職員共済組合

【組合員証(表面)】

1 埼玉県市町村職員共済組合 家族 令和3年4月27日交付  
組合員被扶養者証 (被扶養者)  
2 記号 埼999 番号 ○○○○○○ (枝番) ○  
3  
4 氏名 共済花子 性別 女  
6 組合員氏名 共済太郎  
7 生年月日 平成5年8月20日  
認定年月日 令和3年4月1日  
発行機関所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号  
保険者番号 32110413 発行番号 0165936  
名称 埼玉県市町村職員共済組合

【組合員被扶養者証(表面)】

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。  
住所  
備考  
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。  
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植のために臓器を提供します。  
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。  
8 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】  
【特記欄: \_\_\_\_\_】  
署名年月日: 年 月 日  
本人署名(自筆): \_\_\_\_\_ 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

【組合員証(裏面)】

## ② 組合員証等に関する各種届出について

組合員証等に関する各種届出については、必ず勤務先の共済事務担当課を通じて行ってください。任意継続組合員の方は、共済組合へ直接ご連絡ください。

### ③ 医療機関に受診する際は組合員証等を提示してください

組合員証等は、保険医療機関に提示することで保険診療を受けることができる証明となりますので、ご提示願います。  
なお、診療月が変わった場合や氏名変更、所属所の異動により組合員証記号番号に変更が生じた場合は、組合員証等をご提示願います。

### ④ 組合員証等は大切に保管してください

組合員証等は証明書ですので、紛失されませんよう大切に保管してください。もし、紛失や盗難等に遭った場合は、最寄りの警察署等へ届け出てください。

また、不正に使用した場合は、法により罰せられますのでご注意ください。

### ⑤ 75歳を迎えた時には ……

組合員および任意継続組合員、もしくは、被扶養者の方が75歳の誕生日を迎えますと、後期高齢者医療制度へ移行となり、その日以降、組合員証等が使用できなくなりますので、組合員証等を共済組合へ速やかに返納してください。

### ⑥ 資格喪失後の組合員証等について

退職により組合員の資格を喪失された場合や就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合は、資格喪失日以降、組合員証等は使用できません。資格喪失日以降に組合員証等を提示して医療機関等を受診した場合には、医療費の共済組合負担分を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

### ⑦ マイナンバーカードの健康保険証利用および医療機関に受診する際の注意点

令和3年3月より、マイナンバーカードの健康保険証利用が始まりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、事前登録が必要となります。

なお、詳細は、共済組合ホームページ【共済組合からのお知らせ 2020.09.07 マイナンバーカードの健康保険証利用の初回登録の申込受付開始について】をご参照願います。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるのは、顔認証付きカードリーダーが設置されている医療機関や薬局に限られます。

つきましては、顔認証付きカードリーダーが設置されていない医療機関や薬局のほか、訪問看護ステーション、整骨院、接骨院、鍼灸院、あんま・マッサージ施術所では、これまでどおり組合員証等の提示が必要となりますのでご注意ください。

#### 令和3年3月からこちらのポスター・ステッカーを掲示している医療機関・薬局で マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります



被保険者様は、ポスター・ステッカーの有無によって、ご利用になる医療機関・薬局でマイナンバーカードを保険証として利用できるかどうかを確認することが出来ます。

※利用できる医療機関・薬局は順次拡大予定です。

※利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省のホームページで公表予定です。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306